

Q 関税で米国の物価は上昇するの？



A 関税によるコストは①消費者、②米国企業、③輸出元の外国企業で負担。企業負担が大きければ、米消費者物価の上昇圧力はマイルドになる可能性。

カ イ セ ツ

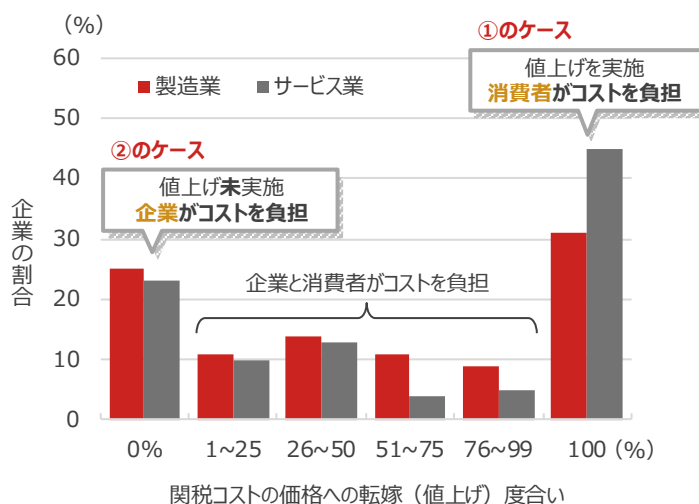
関税コストは消費者だけの負担ではない

トランプ関税による米国の消費者物価への影響が懸念されていますが、足元では物価上昇圧力が大きく強まっている様子は見受けられません。背景には、まず米国企業などによる関税発動前の駆け込み輸入が影響している可能性があります。企業は多めに在庫を積み上げたとみられ、これが活用されている間は関税コスト増加の影響は避けられると考えられます。また、高い関税が賦課されたモノが流通しても、すべてが消費者価格に反映されるわけではありません。関税コストが①消費者に転嫁されるケースのほか、②米国企業が負担するケース、③輸出元の外国企業が負担するケースの3つが主に考えられます。

企業負担が大なら消費者物価への影響は小

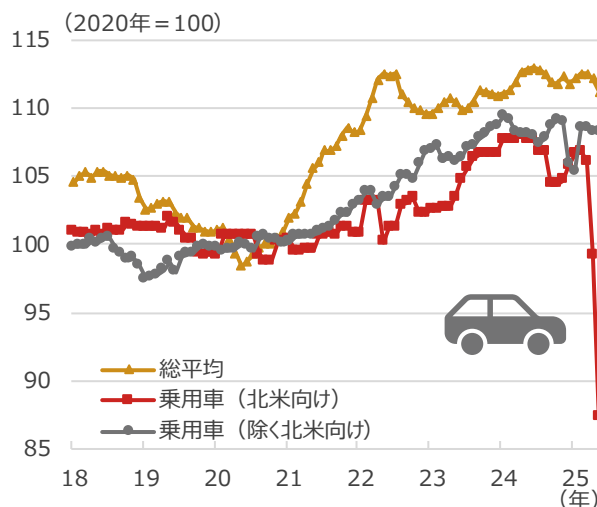
ニューヨーク連銀の調査によると、製造業で約30%、サービス業で約45%の企業が関税コストを100%価格転嫁したと回答しました（①のケース）。一方、製造業・サービス業ともに20%強の企業は関税コストをまったく転嫁しなかったようです（②のケース）。また、日本の輸出物価統計では、北米向け乗用車価格が大幅に下落したことが確認できます。これは③のケースであり、日本の輸出企業が関税コストを負担したと捉えられます。このように、関税コストは米国内外の様々な経済主体が負担している状況です。関税による消費者物価の上昇圧力はそれなりにあるとみられますが、②・③の度合いが大きければ、その圧力はマイルドなものになる可能性も考えられます。

米企業の関税コストの価格転嫁度合い



・調査期間は2025年5月2日～9日。グラフのデータは、ニューヨーク州、ニュージャージー州（北部）の企業のうち、過去半年間に関税によって輸入品のコストが上昇したと報告した企業に占める割合。
（出所）ニューヨーク連銀「Regional Business Surveys, May 2025」より野村アセットマネジメント作成

日本の輸出物価指数（契約通貨ベース）



期間：2018年1月～2025年5月、月次
・日本銀行「企業物価指数」より。
（出所）日本銀行より野村アセットマネジメント作成

*当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全体の推移や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

経済・市場を知る

もっと経済・市場を知る



エコシルとエコシルPLUS+のご紹介

エコシルでは、経済・市場について1枚で読みやすく解説を行なっています。

エコシルPLUS+では、もっと詳しく、分かりやすく解説を行なっています。

過去資料については、野村アセットマネジメントHPでもご確認いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

野村アセットマネジメントからのお知らせ

ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について（2025年6月現在）

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご購入時手数料《上限3.85%（税込み）》

投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。

運用管理費用（信託報酬）《上限2.222%（税込み）》

投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

* 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。

* ファンド・オブ・ファンドの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

信託財産留保額《上限0.5%》

投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

その他の費用

上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください、ご自身でご判断下さい。

NOMURA
野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会